

○ 国有財産監査官等規則

〔平成 13 年 1 月 6 日〕
財務省訓令第 9 号

改正 平成 18 年 4 月 28 日財務省訓令第 20 号
同 18 年 12 月 28 日同 第 36 号
同 21 年 7 月 1 日同 第 18 号

(目的)

第 1 条 この規則は、財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 29 条、第 245 条、第 246 条及び第 251 条に規定する特別国有財産監査官、統括国有財産監査官、上席国有財産監査官及び国有財産監査官（以下「監査官」という。）の職務の範囲、職務遂行上の規範及び執務上の手続等を規定することを目的とする。

(監査官の任務)

第 2 条 理財局所属の監査官は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 10 条第 1 項若しくは第 4 項又は国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 6 条第 9 項、国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号）第 6 条第 2 項（合同宿舎の監査を含む。）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号。以下「庁舎法」という。）第 3 条の 2 の規定に基づく監査（以下「監査」という。）を実施し、並びに監査の実施に関して、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局を指導し、国有財産の管理及び処分又は国家公務員宿舎の維持及び管理に関する事務の適正な運営に資することを任務とする。

2 財務局又は福岡財務支局所属の監査官は、監査及び各省各庁の所管に属する国有財産に係る財務局長又は福岡財務支局長が必要と認める調査を実施し、国有財産の管理及び処分又は国家公務員宿舎の維持及び管理に関する事務の適正な運営に資することを任務とする。

(監査官の事務)

第 3 条 監査官は、次に掲げる事項について監査を行うものとする。

- (一) 行政財産の管理状況
- (二) 国家公務員宿舎の維持及び管理状況
- (三) 普通財産の管理及び処分状況
- (四) 庁舎法第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる庁舎等の使用状況
- (五) 用途指定財産に関する契約上の義務履行状況
- (六) その他所属の長が特に監査を要すると認める事項

2 監査官は、監査に当たり、過去において行った監査の結果、是正を要する事項及び会計検査院、総務省その他外部からの指摘事項等について、その善後措置の状況を確認するものとする。

(監査の実施)

第4条 監査官は、前条に掲げる事項について別に定めるところにより定期に又は随時に監査を行う。

2 2人以上の監査官が監査を行うときは、所属の長は、当該監査を総括する責任者を定めるものとする。

3 財務局長又は福岡財務支局長は、理財局長から依頼があったときは、当該財務局若しくは福岡財務支局所属の監査官又はその他の職員をして理財局所属の監査官に協力させるものとする。

(監査遂行上の規範)

第5条 監査官は、監査の遂行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(一) 常に公正かつ誠実にその職務を遂行し、いやしくもその権限を濫用する行為があつてはならないこと。

(二) 関係法令及び正確な資料又は事実に基づいて厳正かつ客観的立場において行うこと。

(三) いたずらに過去の非違を摘発し又は欠陥を指摘するに止まることなく、それらの原因を究明するように配慮すること。

(四) 監査の相手方に対して、直接批判を加え、若しくは、個人的所見を強調し、又は相手方に弁明の機会を与えない等中正穏健な方法及び態度を欠くことのないよう配慮すること。

(五) 監査官は、監査の結果知り得た事実及び情報で機密に属するものを漏らさないこと。

(監査の結果とるべき措置)

第6条 監査官は、監査の結果について、速やかに所属の長に報告するものとする。

2 監査官は、監査の結果是正その他の措置を要する事項等を相手方その他の関係者に対し通知する必要があると認めるときは、速やかにその通知案を所属の長に提出するものとする。

(監査官の連絡)

第7条 監査官は、監査に当たり、相互に及び関係部局等と常に緊密な連絡を保ち、公正かつ円滑な任務の遂行を期さなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日財務省訓令第20号)

この訓令は、平成18年4月28日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日財務省訓令第36号)

この訓令は、平成19年1月22日から施行する。

附 則 (平成21年7月1日財務省訓令第18号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

